

吹田市道路ストック総点検事業委託業者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 本市が実施する吹田市道路ストック総点検事業への応募者の提案を透明性、公平性、公正性を確保して審査するため、吹田市道路ストック総点検事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 選定委員会は、道路ストックを、民間の活力及び手法を導入することにより、一斉点検を実施し、老朽化による危険を早期把握するとともに、今後の維持管理をより効率的で効果的な仕組みに構築し、又は補修計画に策定することの様々な可能性を調査・比較・検討するため、高度な専門知識や技術、豊富な経験を有するコンサルティング業者を選定し、必要な事務手続きを行うものとする。

2 選定委員会は、業務提案書の提案内容の審査及び評価を行い、当該委託業務の内容に最も適すると認められる最優秀提案者を特定するものとする。

(所轄事務)

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 評価基準及び評価方法に係る助言
- (2) 最優秀提案者の特定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 選定委員会は、委員8人で組織し、次の事項に掲げる者で構成する。

- (1) 道路公園部長
- (2) 道路公園部次長
- (3) 道路公園管理室長
- (4) 道路公園整備室長
- (5) 道路公園企画室長
- (6) 道路維持補修業務を経験した本市職員で道路公園部長が指名した者
- (7) 総務部長
- (8) 下水道部長

(委員長)

第5条 選定委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、道路公園部長をもって充てる。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を処理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 3 選定委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員がやむを得ない事由により会議を欠席する場合、その委員が指名した者を代理人として出席させることができる。
- 5 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平、公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならず、参加したときは、委員が参加した提案を選定対象から除外する。
- 3 委員は審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、吹田市道路公園部道路公園管理室において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年1月16日から施行する。